

樋口一葉の『われから』における お町の「一念」は成就するか (二)

朴 那 美

前号には、原初的な愛情を受けたことのなかったお町と、その母美尾との親子関係、美尾と与四郎の夫婦関係、不義の子として父親から疑われながら育ったお町とその父与四郎との冷たい親子関係、などを考察したが、今号では、父与四郎の急死によって富を手にしたが夫の愛情に飢えているお町と、その夫恭助との仮装パターンの夫婦関係について考察したい。

5. お町と金村恭助

肉親の愛を受けられなかったお町は夫にその欠けた愛を求め続ける。莫大な財産の持ち主の金村与四郎の婿となった金村恭助は金を目当てにお町と結婚したので、彼女の求める愛にはこたえられない。そんな中でもお町は夫を求め続ける。

「頼母しき兄弟も無」い自分にとって、頼るべきは夫だけである。しかし、次第に「器量」を増していく夫との隔絶感は増すばかりであり、「捨てられはせぬか」、「厭がられ」るのではないかといったような不安を覚えるのだと夫に告げる。今の生活は身に余るほど「有り難」い。だが、それは「身にそぐなはぬ事」ではないのか。生の不安や怖れに直面した時の心情が痛切に語られている場面である。

恭助には結婚前から囲い者があり、子供までなしていた。お町はその事実を知っていても「恨みも言ひ敢へ」ないのである。夫の裏切りを知ってますます孤立していくお町は言葉にすることもできないまま暗い屈折した思いを増幅させていくしかなかった。Ⅱ、Ⅲ節で見て来たように母親の美尾の場合と対照的に見えるが、実際には底流は同じである。それは、ひとつの出来事

を契機として自己意識に目覚めて行く女性の葛藤の姿が鮮明に現れている点である。

お町の母親美尾は、夫と娘を捨てて、男の許へ走った女である。娘のお町も不倫の子であることが暗示されている。お町は恭助が妾をもち、子供も生ませていたことの不安をかき消すためか、書生の千葉に親切にする。そのことが不倫で家出をした母親との血のつながりと結び付き、小説はお町もまた不倫へ進むのかという雰囲気をつくわせる。お町と千葉との不倫の事実があったかどうかについては以前から論議されてきた。例えば、「お町の不義が母美尾のくりかえしであり」¹⁷とか、「姦通主題とした、在来の美德に対する疑問が提出されている」¹⁸とか、「『われから』で人形妻の姦通問題が、あらためてとりあげられねばならなかった」¹⁹など、大体の研究がお町と千葉との間には実事があった方に傾いている。しかし、小説のどこにも実事があったという記述はみられない。実事の噂に最も直接的にかかわっている記述は、十三章の次のようなものである。

さまざま物をおもひ給へば、奥様時々お癩の起る癖つきて、はげしき時は仰向に仆れて、今にも絶え入るばかりの苦しき。始は皮下注射など医者の手をも待ちけれど、日毎夜毎に度かさなれば、力ある手につよく押へて、一時を兎角まぎらはす事なり。男ならでは甲斐のなきに、その事あれば夜といはず夜中と言はず、やがて千葉をば呼立て、反かへる背を押へさすに、無骨一遍律義男の身を忘れての介抱、人の目にあやしく、しのびやかなの囁き、頓て無沙汰になるぞかし。隠れの方の六畳をば、人、奥様の癩部屋と名付けて、乱行あさましきやうに取なせば、見る目がらかや、この間の事いぶかしう、更に霜夜の御憐れみ、羽織の事さへ取添へて、仰々しくもなりぬるかな。あとなき風も騒ぐ世に忍ぶが原の虫の声、霜ほどの事あらはれて、奥様いとゞ憂き身になりぬ。

この記述からお町と書生千葉との間に実事があったとは断定しがたい。むしろ、そのようなことがお町を困らせる結果となったことが強調されている。もし、お町と書生千葉との間に実事があったとしたらお町は恭助にすべての財産を奪われてしまうことになり、恭助の思いにはまってしまうことになる。

なぜなら財産目当ての結婚をした恭助としては妻の实事を口実にするしか離婚ができなからである。恭助は妾のお波に生ませた息子を養子にとの話を持ちだし、ひそかに財産剥奪を謀るが、具体的にはどういうことを考えていたのだろうか。当時（明治24年～31年）の男の平均寿命は四十二・八才と言われていた¹⁰。恭助からすれば、この平均寿命を無視できない立場にある。

年たてば我れも初老の四十の坂、じみなる事を言ふやうなれども、家の根つぎの極まらざるは何かにつけて心細く、このほど中の其方のやうに、淋しい淋しいの言ひづめも、為ではあられぬやうな事あるべし。幸ひ海軍の鳥居が知人の子に素性も悪るからで利発に生まれつきたる男の子あるよし、其方に異存なければ、それを貰ふて丹精したらばと思はるゝ悉皆の引受けは鳥居がして、里かたにもあの家にてなるよし。年は十一、容貌はよいさうな（十二章）

このように恭助が抱いている財産剥奪の計画を果たし、確かなものにするには時間的余裕はない。「全国民事慣例類集」¹¹には、

○男子ナキ時四十才ヨリ四十九才迄ニ養子ヲ願フヲ例トス。四十才以内
ハ願出ルヲ許サス。 (越中国新川郡土族例)

○養子願ハ五十歳以内ニ限ルヘシ但シ五十歳ヲ過ルトモ嫡男死去ノ節ハ
格別ナリトス (越中国新川郡土族例)

とある。これは土族例であるが、平民もこの例に倣って行なわれたとすれば、養子取りは四十才から願い出る事が出来るということから、さきの恭助の思いは時機を得たものと言えよう。恭助が自分とお波の間にできた男の子を養子に入れるべくお町に話をもちかけたのは、これらの状況を判断しての時期をねらったものであろう。そして、行く行くはその子に相続までさせようとしたわけである。

恭助は婿養子としてお町と結婚しており、二人が離婚をした場合、財産権は女の方にある。相続においては、婿養子は家名のみを相続し、妻たる家女が遺産を相続するのが江戸時代以来の一般的な制度であった。この場合は、家は家女が相続したと観念されたのである。家の相続・家督相続との結び付いたこの制度は明治民法によって法的に完成されたものである。¹²

お町の立場は書生千葉との実事の有無によって大きく違ってくる。財産を目当てに結婚し、お波に生ませた子供を養子にという計画を持つ恭助に立ち向かうお町にとって、自分の不倫の噂が明らかに不利になった。

ついにお町は恭助から絶縁、別居押篋めを言い渡されてしまう。追いずがるお町を恭助は「放さぬか不埒者」と振り切る。お町は、

お前様、どうでも左様なさるのでござんするか。私を浮世の捨て物になさりますお気か。私は一人もの、世には助くる人もなし。この小さき身すて給ふに仔細はあるまじ。美事すてゝこの家を君の物にし給ふお気か。取りて見給へ、我れをば捨てゝ御覽ぜよ。一念がござりまする。

と激しく糾す。いままで自分の孤独を寂しく嘆いた時とは全く違うお町の姿である。九章までは「すてられる」のをこわがっていたお町であった。この十三章の、お町の最後の言葉にみられる彼女の変貌は見事なものであり、読者の目を引く大クライマックスとも言えよう。「我を捨ててご覧ぜよ。一念がござりまする」というところに注目してみよう。男に絶縁された当時の女性が、はたしてどのような事ができて「一念」を果たすことができるのだろうか。さらに「この家を君の物にし給う気か」という言葉には夫婦が離縁した場合の財産権移動の問題まで取り上げていることに注目しなければならない。徳川時代には「妻の持参金は、夫が妻を離縁する場合は、これを返還するものとす。されば持参金を消費せる夫は、妻を離縁しがたきこと、独り『敷金の才覚』に泣く茂治作のみあらず」²¹³のように、妻の持参金は夫に貸付けた貸金のような考え方であつたらしい。一葉の生存したのは明治とはいえ、生活風習などは前の時代をそのまま踏襲することが多かった。そう考えれば、お町は自分の財産を結婚前の状態のまま取り返すことができることになる。また「明治二十三年民法財産取得編・人事編（旧民法）」が制定されたとはいえ、また国民一般に定着する前の出来事であろうから、その時期の資料を見ることによって夫婦離縁による財産権の移動が把握できよう。

「明治民法制定前の家族慣習・布告等」²¹⁴の資料の中から、お町の場合を推察できる例を見てみよう。

○村方ニヨリ嫁資トシテ動不動産ヲ持参スル事アリ。媒介人保証人トナ

リ契約書ヲ受授シ他日故障生スルトキノ用意ニ備フ。大抵子ナキ内死去スレハ嫁資ヲ取戻ス習慣ナリ。 (山城国愛宕郡・葛野郡)

○婦ノ嫁資トシテ田畑ヲ持参スル者ハ其持高所有ノ権ヲ夫家ニ移シ離縁ノトキハ取戻スヲ例トス。婦死去スレハ其俣差措ク事ナリ。金ヲ持参スル者ハ衣裳手道具ト一紙ニ金数ノ目錄ヲ付シ夫家ヨリ受取証書ヲ差出ス。後日離縁スルトキハ取戻ス例ナレトモ消費セシ証アルトキハ償還セサル事アリ。 (越後国刈羽郡)

○嫁資トシタル動産不動産ハ夫家ニ於テ之ヲ恣ニ処置スルヲ得ス。離縁ノ時ハ婦家へ返スヘキ者トス。 (信濃国佐久郡)

○婦ノ一身ニ纏フ衣類ハ本人所有ノ権利アルヲ以テ万一離縁ノトキハ媒介人其品ヲ詳細改メ里方へ返スヲ例トス。 (信濃国水内郡)

○持参金及ヒ田畑宅地ヲ嫁資トスルハ多クハ其夫家永代ニ付与スト雖トモ離婚ノ節ハ里方へ引取ルノ慣例ナリ。

(加賀国石川郡、十三年版ニナシ)

○夫家ヨリ離縁スルトキハ持参ノ物品ハ勿論其家ニテ与ヘシ物品マテ恣皆付与スル例ナリ。 (越後国蒲原郡)

○嫁資トシテ財産ヲ持参スルハ面貌醜キカ五体不具ナルカノ原由アル事ニテ尋常ノ婚姻ニ此例ナシ。持参金アル者ハ大ナル恥辱トシテ公言セサル事ナリ。後日離縁スルトキハ其俣里方へ戻スヲ例トス。

(伊予国温泉郡、十年版ニナシ)

○婦持参ノ衣類諸道具ハ離縁ナレハ其里方へ返シ、死去スレハ夫ノ家ニ留置クヲ例トス。但、中等以下ノ者ハ婦ノ不埒等ニテ離縁ノ節ハ持参ノ品物ヲ返ササル事モアルナリ。 (陸前国宮城郡)

上記の例からは、離縁の際、大体が妻の持参した財産は妻の方に戻ることになっていることが分かるが、陸前国宮城郡の例のように「婦ノ不埒等ニテ離縁」の場合は品物を返さなかった例も見える。お町が家を取られるのを気にしているのは、自分の千葉への好意が不義の行為に見られたことへの心配があるからだろう。また婿養子の恭助が別居を大胆に持ち出せたのもそれに起因していると思われるが、不埒の理由をたてた離縁でなく別居の方法を選

んだのは、家つきのお町にたいする遠慮とか世間体の気遣いよりはむしろ、恭助がお町の不埒を決定付ける有効な証拠を見出だせないところから選んだ策だったと思われる。

高田知波氏は「養子入籍をしなくてもお波の子供は恭助を父親とする庶子の資格において金村家の相続権を確保でき、(後略)」²¹⁵とし、庶子として相続できる説をとっておられるが、「明治民法制定前の家族慣習・布告等」²¹⁶に記載されている次の諸例示は何れも庶子の相続権を否定している。

○妾腹ノ子ハ年長且賢良ナリト云ヘトモ其家ヲ相続セシメス、他へ養子ニ遣シ或ハ分家セシムル習慣ナリ。 (安芸国沼田郡・安芸郡)

○妾腹ニ長男アリト雖モ嫡出ノ次男相続ノ権ヲ有ス其父若シ庶出ヲ立ント謀ルトキハ嫡妻ノ外戚之ヲ拒ムノ権アリ。 (阿波国名東郡)

○庶子ハ本家ヲ相続セシメサル事一般慣例ナリ。 (上野国邑楽郡)

○庶子ハ相続ノ権ナキ物トシ仮令他ヨリ養子スルトモ其家ヲ嗣シメサル慣例ナリ。 (越後国刈羽郡)

○平民ニハ妻妾ヲ並へ蓄フ事ナシ或ハ外妾に出生ノ子アルトモ皆内密ノ取扱ニナシタトヒ本妻ニ子ナクシテ他ヨリ養子ヲ為スト云ヘトモ庶子ヲ以テ相続セシメサル習慣ナリ。 (越前国足羽郡)

また、庶子の相続について東京府が内務省に伺いをたてた例を見てみよう。

○東京府伺 内務省ヨリ合議 (明治二十四年十月十四日) ²¹⁷

私生児ニシテ男子己ノ子ト認メテ其籍へ引取りタル後其生母ノ方ニ於テ相続人トナサントスルモノアリ此場合ニ於テハ養子トシテ引取ルヘキヤ或ハ相続人ノ名称ニテ引取ルヘキヤ

の伺いに対して

指令 内務司法 (明治二十四年十一月十七日)

相続人又ハ養子トシテ入籍スルコトヲ得サルモノトス但親族入籍トシテ引取ルハ此限ニアラス

と、回答している。

これらの例からみると、恭助はお波との間にできた男の子を父親の権利として認知し、庶子にすることまではできるだろうが、相続させることはでき

ないものと思われる。恭助がお波との男の子を「海軍の鳥居が知人の子」とし、鳥居を里かたにした形での企みのもとに、養子にとお町に話を持ちかけたのも、このような事情を知った上でのことであろう。

しかし、お町はただ黙っている女ではなかった。夫婦関係の中からも男の方に主導権があった時代、「一念がござりまする」と「はたと睨む」お町には、男性主導の体制に反抗する女の姿をみることができる。お町の「一念」とは、自分の財産を恭助に剥奪されないように守ることである。お町の変貌は恭助から別居を言い渡された瞬間からであるが、お町は以前から恭助の仕打ちを予想していた。

奥さまとろとろとしてお目覚れば、枕もとの縁がはに男女の話し声、さのみ憚かる景色もなく、此宿の旦的の、奥州のと、車宿の二階で言ふやうなるは、奥さま此処にと夢にも人は思はぬなるべし。

と、お町が聞いているとは知らずに交わしている使用人たちの会話が聞こえてきたときからである。つぎつぎと聞こえてくる内容は意外な事ばかりであった。

「大きにさ」といふ、相手は茂助がもとの安五郎がこゑなり。

「正直といへば此処の旦的が一件物、飯田町のお波が事を知ってか」と問いかけるにお福は百年も前からと言はぬばかりにして、

「それを御存じないは此処の奥様お一方。知らぬは亭主の反対だね。まだ私は見たことはないが、色の浅黒い面長で、品が好いといふではないか。お前は親方の代りにお供を申すこともある。拝んだ事があるか」と問へば、

「見た段か。格子戸に鈴の音がすると、坊ちやんが先立で駆け出して来る。続いて頭はれるが例物さ。髪の毛自慢の櫛巻で、薄化粧のあつさり物、半襟つきの前だれ掛とくだけて、『おや貴郎』と言ふだらうではないか。すると此処のがでれりとござつて、『久しう無沙汰をした、免るせ』かなんかで、入口の敷居に腰をかける、例のが駆け下りて靴をぬがせる、見ともないほど睦ましいと言ふはあれの事。旦那が奥へ通ると小戻りして、お供さん御苦労、これで烟草でも買つてと言つて、それ、鼻

葉の出る次第さ。あれがお前、素人だから感心だ」

と賞めるに、

「素人も素人、生無垢の娘あがりだと言ふではないか。旦那とは十何年の仲で、坊ちやんが歳もことしは十歳か十一にはならう。(中略)行々を考へるとお気の毒なは此処の奥さま。」 (十一章)

お町は偶然にもこれら使用人たちの会話から恭助の行状を知るようになったが、自分の胸に深く秘めただけで、誰にも話さなかった。恭助も自分の行状をお町が知っているとは、微塵も気付かない。お町には、恭助が自分を別居の形で遠く退かせ目の届かないところに置き、何かの作為を計画していることは容易に察知できたのであるが、「一念がござりまする」の一言は、恭助の野望から財産を死守しようとする強い意志の現れであり、瞬間的に出た言葉ではあったが偶然に出た言葉ではなかった。

前掲の諸例示は何れも妻が嫁入りの際に持参した財資を、離縁する場合にはそれを保護する趣旨であり、婿養子縁組であるお町と恭助の場合であっても、妻の財資であることに変わりなく、これからすればお町は、恭助による財産剥奪の企みから自分の財産を十分守ることが出来、お町の「一念」は成就される。

6. むすび

『われから』の根底に据えられているのは、愛と金をめぐる人間の愛憎のドラマである。金ゆえに女が男を捨てる、捨てられた男が金で世に復讐するという芝居の世界が『われから』に広げられているかに見えるが、実はその中身を見ると、最も写実的な「愛」と「金力」の問題が綴られている。

親子関係においては金力だけ存在する金村与四郎とお町の描写を通して世の中の非情が感じられるが、とくに美尾の子供への愛着が全く見えないところには冷酷さが感じられる。夫婦関係においても愛だけでは満たされぬ人間の欲望が現れており、美尾の場合はそれが自己認識とつながっていることは特記すべきである。美尾は愛に抑圧されず、金力を追いかけて自由奔放な生き方を選んだ人物であった。『われから』における「愛」は、女性自身によつ

て運命が変えられるという主張であって、男に頼ることばかりへの反抗が見られる。

その娘のお町は金力には自由なもの、愛には受動的な人物であった。そして、自分の求め続けた愛が別居によって霧散になるのを契機に自己認識と自己主張をする人物となるのである。

美尾と金村与四郎、お町と金村恭助、この二通りの夫婦関係は対照的な夫婦でありながら、ともに不幸な結末を迎えている。愛はあっても金力によって破壊され、また金力によって作られた仮装夫婦のパターンは、人間誰もがもっている愛欲と金力の創出した物語である。『われから』は抑圧された愛に反抗した女性の物語であり、「金力」によって人間関係がつくられ、また解消される世の中に対する理性的な目線がみられる一葉の最後の小説なのである。

注

- (7) 関良一『樋口一葉考証と試論』有精銅 昭和49年9月
 - (8) 塩田良平「国文学」一葉作品の展開 昭和33年11月
 - (9) 前田愛『樋口一葉の世界』平凡社 1978年12月
 - (10) 『数字でみる日本の100年』日本国勢協会長期統計版 編集 財団法人矢野恒太記念会(株)国勢社 1981年11月
 - (11) 『明治文化全集』第十三 法律編 明治文化研究会 日本評論社 昭和3年2月
 - (12) 穂積重遠「嬬養子の家督相続権」法協51巻12号 1933年
 - (13) 前号(2)と同じ
 - (14) 前号(3)と同じ
 - (15) 高田知波『樋口一葉論への射程』双文社出版 1997年11月 (16) 前号(3)と同じ
 - (17) 前号(3)と同じ
- 《テキスト》全集『樋口一葉』第二巻 小説編二 小学館 1979年12月

(パク ナミ)